

沖ト協発第142号
平成29年11月15日

会員各位

公益社団法人 沖縄県トラック協会
会 長 佐次田 朗
(公 印 省 略)

「標準貨物自動車利用運送約款」及び「標準鉄道利用運送約款」の一部改正等について
(※重要)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、標準貨物自動車運送約款の一部改正等を受け、平成29年10月30日付で標準貨物自動車利用運送約款及び標準鉄道利用運送約款の一部改正され、平成29年11月4日に施行されることとなりました。貨物自動車利用運送事業者及び鉄道利用運送事業者の皆様におかれましては、同約款一部改正等に伴い別紙にて添付しておりますフローチャートをもとに所定の手続きをお願いいたします。

つきましては、所定の様式に必要事項をご記入頂き下記のとおり各対象ごとに変更届出又は、認可申請を沖縄総合事務局陸運事務所へご提出をしていただきますようお願い申し上げます。

また、本改正の対象となるのは、貨物利用運送事業法に基づき次のいずれかの登録を受けた事業者です。

- ①第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）
- ②第一種貨物利用運送事業（鉄道貨物運送）
- ③第二種貨物利用運送事業（鉄道貨物運送）

なお、実運送事業者が実運送事業者に委託する利用運送は対象外となります。

※約款の認可申請書及び料金の届出書の提出先は沖縄総合事務局 陸運事務所となります。

※本文書は当協会ホームページへ掲載します。認可申請書及び届出書もホームページよりダウンロードできます。

敬具

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課
098-863-0280

内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課
098-866-1836 (直通)



全ト協発第386号(輸)・(企)

平成29年10月30日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克



「標準貨物自動車利用運送約款」及び「標準鉄道利用運送約款」の一部改正等について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、標準貨物自動車運送約款の一部改正等を受け、平成29年10月30日付で標準貨物自動車利用運送約款及び標準鉄道利用運送約款の一部を改正(平成29年10月30日公布、平成29年11月4日施行)するとともに、大臣官房参事官(物流産業)より、別紙通達「貨物自動車利用運送事業及び鉄道利用運送事業における運賃及び料金について(国官参第111号)」が発出されました。

これらの改正等の周知徹底について、別紙通達「貨物利用運送事業における適正な運賃・料金の収受等に向けた取組の推進について(国官参第110号の2)」により要請がありました。

つきましては、貴協会におかれましても、本内容についてご了知いただくとともに、新たな標準貨物利用運送約款への切替え及びこれに伴う揭示の変更並びに運賃及び料金の届出が適切に行われるよう、傘下会員事業者に対する周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、本改正の対象となるのは、貨物利用運送事業法に基づき次のいずれかの登録を受けた事業者です。

①第一種貨物利用運送事業(貨物自動車運送)

②第一種貨物利用運送事業(鉄道貨物運送)

③第二種貨物利用運送事業(鉄道貨物運送)

なお、実運送事業者が実運送事業者に委託する利用運送は対象となりません。

敬 具

【添付資料】

- ①標準貨物利用運送約款の一部を改正する告示について(概要)
- ②貨物利用運送事業における適正な運賃・料金の収受に向けた取組の推進について(国官参第110号の2)
- ③貨物自動車利用運送事業及び鉄道利用運送事業における運賃及び料金について(国官参第111号の2、別添)
- ④標準貨物自動車利用運送約款(平成29年改正国土交通省告示第967号)
- ⑤新旧対照表
- ⑥貨物利用運送事業者(自動車・鉄道)の皆様に行って頂く手続き等
- ⑦標準貨物自動車利用運送約款の改正に伴う運賃料金設定(変更)届出様式例

(本件に対する問合せ先)

公益社団法人 全日本トラック協会

輸送事業部 礎・金子 TEL: 03-3354-1038

企画部 小山・小川・深田 TEL: 03-3354-1037

標準貨物利用運送約款の一部を改正する告示について (概要)

1. 背景

貨物自動車運送事業における適正な運賃・料金の收受等の取引環境の改善に取り組むため、自動車局貨物課において平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」(以下「検討会」という。)を立ち上げ、適正な運賃・料金收受に向けた方策等について検討を進めてきたところ、当該検討会において、約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料(手待ち時間料金)等が十分に收受できていない実態を踏まえ、適正な運賃・料金の收受のため、運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別立てで料金を收受できる環境を整備する必要があるとされた。

このため、適正な運賃・料金の收受に向け、標準貨物自動車運送約款(平成2年運輸省告示第575号)の一部を改正する等、所要の改正を行ったところであり、標準貨物利用運送約款においても、同様の改正を行うこととする。

なお、改正の対象となる標準貨物利用運送約款は以下のとおり。

- ・標準貨物自動車利用運送約款(平成2年運輸省告示第579号)
- ・標準鉄道利用運送約款(平成2年運輸省告示第588号)

2. 概要

○ 標準貨物利用運送約款の一部改正

※ 標準貨物自動車運送約款の一部改正と同じ

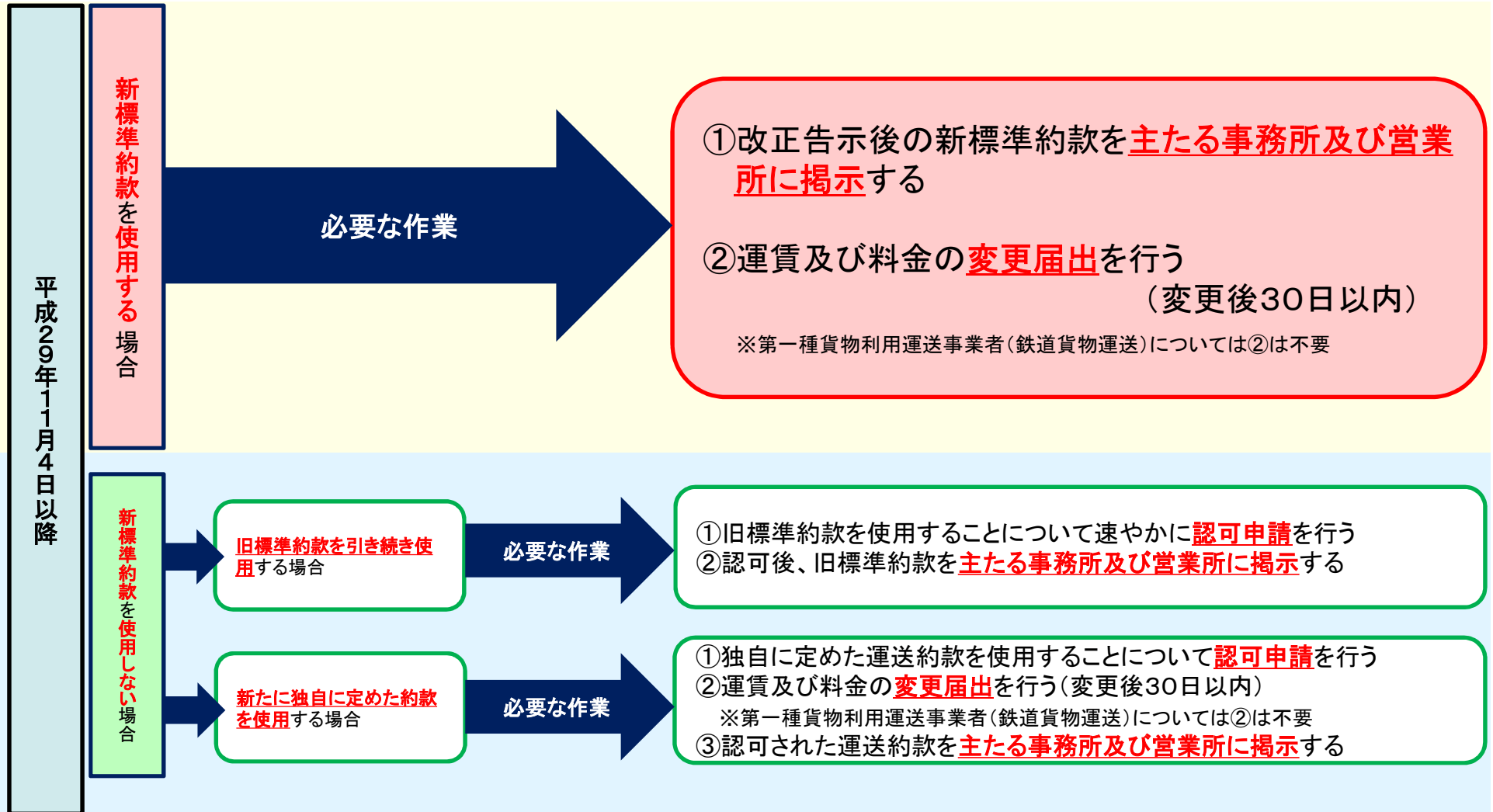
- ア 発地又は着地における荷待ちの対価として「待機時間料」を、発地又は着地における積込み及び取卸しの対価として「積込料」及び「取卸料」を收受することを規定する。
- イ 運送状等の記載事項について、料金の具体例として「待機時間料」、「積込料」及び「取卸料」を、その他の費用として「燃料サーチャージ、有料道路利用料」を規定する。
- ウ 貨物の積付けは、貨物利用運送事業者が行うことを規定する。
- エ 貨物の積込み又は取卸しは、貨物利用運送事業者が料金を收受する場合は、貨物利用運送事業者が行うことを規定する。
- オ 附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追加する。

3. スケジュール

公 布：平成29年10月30日
施 行：平成29年11月 4日

貨物利用運送事業者(自動車・鉄道)の皆様に行って頂く手続き等

○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。



(その他:従前から独自の約款を使用している場合)
 ○独自の約款を引き続き使用する場合には手続きは不要
 ○独自の約款の変更を行う場合には①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

※新標準約款:平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車利用運送約款及び標準鉄道利用運送約款
 ※旧標準約款:平成29年11月3日以前に適用されていた標準貨物自動車利用運送約款及び標準鉄道利用運送約款